

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第 1 2 条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

特記仕様事項

第1章 目的

本検討は、勝浦川岩屋谷川合流点から生名谷川合流点までの区間について、洪水営力を活用した河道内に堆積する土砂の再堆積抑制方策について検討するものである。

第2章 業務内容

2.1 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項を整理し、業務を実施するにあたっての技術的方針および遂行スケジュールを検討して、業務計画書を立案・作成する。

2.2 資料収集整理

業務実施にあたって必要となる以下の資料等を収集整理する。

- ・河川計画に関する資料
- ・水文資料
- ・環境調査資料
- ・河道地形に関する資料
- ・航空写真
- ・周辺構造物に関する資料
- ・工事履歴に関する資料
- ・正木ダムのダム堆砂に関する資料

2.3 現地調査

(1) 河道状況調査

河道状況および河川環境、周辺施設の設置状況について現地調査により詳細に把握する。また、計算上考慮が必要となる樹木群落については、樹木密生度調査を実施する。なお、密生度調査は代表地点として2～3地点を想定している。

(2) 河床材料調査

河道特性を整理・分析する上で必要となる代表粒径の設定、ならびに、河床変動計算における入力条件である粒度分布曲線の設定を目的とし、河床材料調査を実施する。

なお、調査方法は、基本的に容積法を適用し、3地点程度を選定して試料採取を行うものとする。

2.4 河道特性等の把握

(1) 平均年最大流量の算定

「2.2 資料収集整理結果」より、河道形成に影響する平均年最大流量及び計画高水流量等について整理する。

(2) 河道特性量の算定

「2.2 資料収集整理結果」および「2.3 現地調査結果」の結果等を用いて、平均年最大流量時および計画高水流量時の準二次元不等流計算を実施して、以下の河道特性量を算定する。

- ・平均水深 h （低水路・高水敷）
- ・平均流速 v （低水路・高水敷）
- ・摩擦速度 u^* （低水路・高水敷）
- ・河床代表粒径に対する無次元掃流力 τ^*_{*R}
- ・エネルギー勾配 I_e
- ・低水路の幅と平均水深の比、堤間の幅と堤間平均水深の比
- ・水深と代表粒径の比（低水路）
- ・相対水深 D_r （複断面でありかつ蛇行する河道区間が対象）

また、河道変化の特徴を把握するため、以下の項目について、各時点のデータを図化する。

- ・定期縦横断測量（平均河床高、最深河床高、最深河床の発生位置、低水路川幅等）
- ・航空写真（植生、樹木群落の平面分布、砂州形状、構造物の設置位置、局所洗掘位置等）
- ・各調査地点の粒径分布（河床材料）

2.5 掘削断面の検討

(1) 断面設定

河道掘削による洪水営力の変化、流下能力の増加量、河川環境への影響、施工性・経済性、既設構造物の安定性、上流からの土砂供給を考慮して、再堆積を極力低減できる掘削断面及び掘削方法を検討する。

(2) 予測シミュレーション

掘削後の河道断面及び植生の条件で、洪水が起こった場合の物理量（流況・掃流力等）の予測（流況解析）、粒径、地形条件等の変化をシミュレーション（河床変動解析）により予測する。なお、シミュレーションの条件は次のとおりとする。

- ・解析対象区間：今山堰から横瀬橋（ $L=4\text{km}$ ）
- ・検討ケース：3 ケース（平均年最大流量、計画流量時、10 ヶ年程度の洪水波形）

2.6 モニタリング計画の立案

掘削後の効果や予測シミュレーションとの整合性を検証するため、3 カ年程度のモニタリング計画を立案する。

2.7 事前調査

河床掘削に先立ち、掘削対象砂州の近傍に簡易式水位計と低速度撮影カメラを設置する。

設置箇所は各々2箇所を想定している。なお、本調査内容は、「2.6 モニタリング計画の立案」における立案内容により、必要に応じて見直しを図るものとする。

2.8 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の計3回とする。

また、本業務の実施にあたっては、学識経験者の助言・意見を受けるものとする。

学識経験者との打ち合わせは1回を想定している。

2.9 報告書等の作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。